

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、以下のとおり特例措置を実施する。

1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事等の受注者は、発注者に対し、工事請負契約書第55条及び除草等委託契約書第26条の規定に基づく請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。

2 対象工事等

令和6年3月1日以降に契約を行う工事及び除草等業務委託等のうち、予定価格の積算を新労務単価の適用以前の労務単価をもって行っているもの。

なお、落札決定通知後の工事等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明したうえで、契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事等にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明するものとする。

3 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結後14日以内とする。

なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、原則本年度内に変更契約を締結するものとする。

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額＝(新労務単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格)
×当初契約時点の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは、当初契約締結日における最新の材料単価とする。

5 入札手続中の案件における入札参加者への周知

入札手続中の案件については、入札参加者に対し、契約締結後、4に基づく請負代金額での変更を行うことができる旨、入札情報公開システムに明記する。

(記載例)

本工事は、改定前の労務単価及び材料単価を用いて積算しており、契約締結後、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び当初契約時点の材料単価に基づき請負代金額の変更協議を行うことができる。

6 ホームページ公表等

請負代金額の変更に係る協議により、変更契約することとなった工事等については、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、受注者に対し、下請業者との請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準等の引き上げ等について要請するとともに、工事名及び受注者名等を府のホームページで公表する。